

令和元年度 砂利採取業務主任者試験実施要領

1 試験日時及び場所

- (1) 試験日時 令和元年11月8日(金) 午前10時から正午まで(120分)
※遅刻は試験開始後30分まで認め、退室は試験開始から40分を経過した後から試験終了時刻の10分前まで認めるものとする。ただし、退室時には答案用紙を提出し、再入室は認めないものとする。また、試験問題及び注意事項は受験者本人に限り持ち帰りを認めるものとする。
- (2) 場 所 奈良県文化会館(奈良市登大路町6-2)

2 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)

3 出題形式

選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(7問の必須問題と、8問から受験者が3問を選択して解答する選択問題)とする。

4 試験実施要領の配布、受験願書の受付期間及び提出先

- (1) 試験実施要領の配布
- (ア) 配布期間：令和元年9月20日(金)から同年10月11日(金)まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- (イ) 来庁による場合
配布場所：「8 問合せ先」に同じ。
配布時間：8時45分から12時まで、13時から17時まで。
- (ウ) 郵送による場合
郵送による配布を希望する者は、表に赤字で「砂利採取業務主任者試験 実施要領請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒(長形3号【縦23.5cm 横12.0cm】に9.2円分【10月1日以降は9.4円分】の郵便切手を貼り付け、希望送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したものを)を入れて、「8 問合せ先」あてに請求すること。
- (エ) インターネットによる場合
奈良県ホームページ(景観・自然環境課のページ)から入手可能。
- (2) 受験願書の受付期間
- (ア) 受付期間：令和元年9月27日(金)から同年10月11日(金)まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- (イ) 来庁により提出する場合
受付場所：「8 問合せ先」に同じ。
受付時間：8時45分から12時まで、13時から17時まで。

(ウ)郵送により提出する場合

封書の表に赤字で「砂利採取業務主任者試験 受験願書在中」と記載し、「8 問合せ先」あてに送付すること。10月11日(金)までの消印があるものを有効とする。

※受験願書受付後、令和元年11月1日(金)までに受験票を郵送する。

5 提出書類

(1)受験願書 1通

(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)に定める様式第9による)

(2)写真 1枚

写真は手札形(縦11cm×横8cm程度)とし、受験願書の提出前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に『撮影年月日』、『氏名』及び『年齢』を記載すること。

※写真L判サイズ(縦12.7cm×横8.9cm)でも可とする。

※写真は受験願書に貼らないこと。

(3)受験手数料

受験願書の所定欄に、奈良県収入証紙(現金での納付、財務省発行の収入印紙等は不可)を8,000円分貼り付けること。なお、納入された受験手数料は、いかなる理由があっても返戻しないので注意すること。

6 試験当日の注意事項

試験会場の開場及び受験者の受付は、午前9時30分から開始する。

受験者は、試験当日に受験票及び筆記用具(鉛筆、消しゴム)を持参すること。

※筆記用具等の貸し出しは一切しない。

試験会場には駐車場は確保していないので、公共交通機関を利用すること。

7 合格者の発表

令和元年12月2日(月)午前9時(予定)。

県庁前掲示場、県ホームページに合格者の受験番号を掲示し、合格者には同日付けで合格の通知を郵送する。なお、合否について電話での問い合わせには一切応じない。

8 問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課 採石係

TEL 0742-27-8749(直通)